

※ 地域女性活躍推進交付金が計上されている予算案は、現在国会において審議されています。現時点では、政府案を前提とした準備行為であり、今後、変更がありうることにご注意ください。

＜地域女性活躍推進交付金に関する Q & A＞

(手続きについて)

- Q 1 どのような団体が応募できますか。 P 4
- Q 2 応募するに当たり必要な女性活躍推進法に基づく推進計画の策定には期限はありますか。 P 4
- Q 3 市町村事業は都道府県で予算計上が必要ですか。 P 4
- Q 4 交付金の交付決定はいつになりますか。 P 4
- Q 5 交付金額の上限はありますか。 P 4
- Q 6 29 年度予算事業、29 年度補正予算事業はどのような事業が対象となるのですか。
P 5
- Q 7 申請する地方公共団体において、事業費の予算計上は 30 年度当初予算で計上する
必要がありますか。30 年度補正予算において予算計上見込みの事業についても、応募
することができますか。 P 5
- Q 8 1 つの個別事業で、29 年度予算事業、29 年度補正予算事業と 30 年度予算事業を併
せて活用する申請はできますか。 P 5
- Q 9 事業区分ごとに基準額がありますが、下限はありますか。 P 5
- Q 10 事業の一部を他者に委託して実施することはできますか。 P 5
- Q 11 採択が決まれば、申請した事業費については、交付金の交付が確約されるので
か。 P 5
- Q 12 交付決定より前に事業を開始することは可能ですか。 P 6
- Q 13 個別事業について、様式 2-1-3 及び様式 2-2-3 は A 4 で 2 枚以内とされて
いますが、1 つの個別事業の内容が多い場合は、どうすればいいのですか。 . P 6

(実施要領第 5 (1) の 4 要件について)

- Q 14 「地域性」の要件はどのように満たせばよいのですか。 P 6
- Q 15 「見える化」の要件はどのように満たせばよいのですか。 P 7
- Q 16 「見える化」要件で求められている、重要業績成果指標 (KPI) 及び定量的成果目
標とはそれぞれどういうものですか。また、それぞれ設定することが必要ですか。
. P 7

- Q17 「見える化」の要件として、KPI及び定量的成果目標を設定し、これらを公表していることとされていますが、どのような情報をどのように公表するのですか。P 8
- Q18 「官民連携」の要件はどのように満たせばよいのですか。・・・ P 8
- Q19 「地域連携」の要件はどのように満たせばよいのですか。・・・ P 9
- Q20 地域連携の要件を満たすには、連携する市町村すべてが交付金事業を行う必要がありますか。地域連携として具体的にどのようなことが必要ですか。・・・ P 9
- Q21 「地域連携」の具体的な連携方法として、他の地方公共団体の広報媒体等による交付金事業の周知・広報を行うことは、「地域連携」の要件を満たしますか。・・・ P 9
- Q22 原則地域連携を行うことが要件とされていますが、単独での実施が適当な事業については対象とならないのでしょうか。・・・ P 9
- Q23 「地域連携」について、連携先を他の市町村とするか、都道府県とするかで、採択の評価に影響がありますか。・・・ P 10
- Q24 「政策連携」の要件はどのように満たせばよいのですか。・・・ P 10
- Q25 「政策連携」について、応募の時点で連携先が行う事業の詳細が決まっていない場合は、連携見込みや実施予定として申請書に記載していいですか。・・・ P 10

(対象事業について)

- Q26 公募要領第2にある「域内における女性の活躍推進に関する施策についての実施計画」とはどのようなものですか。・・・ P 11
- Q27 公募要領第2の【取組例】(4)にある「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業のうち、(1)～(3)の取組と併せて実施するもので、先進的、先駆的なもの」は、どのようなものですか
・・・ P 11
- Q28 既存事業の振替も対象となりますか。・・・ P 11
- Q29 これまで地域女性活躍推進交付金で行った事業を引き続き実施できますか。P 11
- Q30 地方公共団体職員のキャリアアップを目的とした研修事業を実施することは可能ですか。・・・ P 12
- Q31 都道府県事業は実施せず、市町村事業単独での実施も可能ですか。・・・ P 12
- Q32 都道府県と市町村など複数の地方公共団体にまたがる事業は可能ですか。P 12

(対象経費について)

- Q33 女性活躍推進法に基づく協議会に係る経費は対象経費となりますか。・・・ P 12
- Q34 交付対象経費の「賃金」は、どのようなものですか。・・・ P 12
- Q35 交付対象経費の「報酬」は、どのようなものですか。・・・ P 12

- Q36 都道府県事業と市町村事業間で、限度額の範囲内での予算流用は可能ですか。
..... P 13
- Q37 個別事業間での予算流用は可能ですか。..... P 13

下線部分は今回変更された事項です。

(手続きについて)

Q 1 どのような団体が応募できますか。

A 1 交付要綱第3第1項及び公募要領第3のとおり都道府県です。市町村(政令指定都市を含む)は、都道府県を通じて交付申請してください。民間団体と地方公共団体とが連携して実施する事業も対象になりますが、実施主体は地方公共団体となります。

Q 2 応募するに当たり必要な女性活躍推進法に基づく推進計画の策定には期限はありますか。

A 2 平成30年度までの策定を想定しています。

Q 3 市町村事業は都道府県で予算計上が必要ですか。

A 3 国は各都道府県に交付金を交付し、各都道府県から各市町村に対象経費を補助することになるため、各都道府県における市町村への補助金の予算計上が必要となります。

このため、事業の適切な執行に向けて、各都道府県においては、管内市町村の本交付金の検討・要望状況を把握の上、適切な予算計上を行う必要があります。また、市町村においては、検討・要望状況について、都道府県の予算計上スケジュールなども踏まえ、都道府県との連絡調整を行うなど、都道府県・市町村間での連携の必要があります。

Q 4 交付金の交付決定はいつになりますか。

A 4 29年度予算事業、29年度補正予算事業の交付決定は3月下旬、30年度予算事業の交付決定は4月上旬を予定しています。支払いは精算払いのため平成30年度末頃の予定です。

Q 5 交付金額の上限はありますか。

A 5 交付要綱の別表にある基準額に補助率を乗じた額が交付金の交付上限額となります。

29年度予算事業、29年度補正予算事業、30年度予算事業それぞれの交付上限額は、
都道府県は1,000万円、政令指定都市が500万円、政令指定都市以外の市区町村が250万円となります。

Q 6 29年度予算事業、29年度補正予算事業はどのような事業が対象となるのですか。

A 6 早期に効果が見込まれるものを対象とし、具体的には早期着手及び複数の政策の連携による効果が見込まれるものを、予算の範囲内で選定します。

早期着手とは、4月から9月までに事業を開始するものを想定しており、実施計画書の事業内容や実施スケジュールにより審査します。

Q 7 申請する地方公共団体において、事業費の予算計上は30年度当初予算で計上する必要がありますか。30年度補正予算において予算計上見込みの事業についても、応募することができますか。

A 7 地方公共団体において、平成30年度補正予算で予算計上見込みの事業についても、応募していただけます。

その場合、様式2-1-2及び様式2-2-2の「予算措置年度」の項目は、「30年度補正予算」を選択してください。

Q 8 1つの個別事業で、29年度予算事業、29年度補正予算事業、と30年度予算事業を併せて活用する申請はできますか。

A 8 個別事業ごとに29年度予算事業、29年度補正予算事業、30年度予算事業のいずれとするかを整理するため、できません。

Q 9 事業区分ごとに基準額がありますが、下限はありますか。

A 9 下限は設けていませんが、少額の事業のみの場合、選定審査委員会の審査において効果の発現等の観点から評価されるという点は御留意願います。

Q 10 事業の一部を他者に委託して実施することはできますか。

A 10 実施要領第4のとおり委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことが可能です。ただし、交付金の全額を委託することはできません。

なお、委託先からの再委託はできませんので、それぞれの業務ごとに契約をしていただく必要があります。

Q 11 採択が決まれば、申請した事業費については、交付金の交付が確約されるのですか。

A 11 公募に応募し、採択されるだけでは確約されません。選定審査委員会の審査により採択が決まった交付金交付候補者には、その後、「補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律」及び交付要綱に基づき、交付申請書を提出していただきます。内閣府において交付申請書を審査し、妥当と判断されれば、交付金の額が決定します。この過程で、内閣府が、事業の内容や交付金の額を査定することがあります。また、各地方公共団体からの申請総額が全体の予算額を上回る場合には、金額の調整が必要となる場合もあります。

なお、実際にお支払いする交付金の額は、交付決定後に交付対象経費として支出した額から算出します。ただし、その額が交付決定額を上回った場合は、交付決定額を上限とします。

各種手続き等については、交付要綱を御確認ください。

Q12 交付決定より前に事業を開始することは可能ですか。

A12 準備を進めていただくことは構いませんが、交付決定前の事業執行に係る経費については、交付対象となりません。

Q13 個別事業について、様式2-1-3及び様式2-2-3はA4で2枚以内とされていますが、1つの個別事業の内容が多い場合は、どうすればいいのですか。

A13 様式2-1-3及び様式2-2-3は、個別事業ごとにA4で2枚以内としてください。なお、事業内容が多岐にわたるものは、目的の一体性、事業内容の関連性があるもので1つの個別事業となるようにしてください。

(実施要領第5(1)の4要件について)

Q14 「地域性」の要件はどのように満たせばよいのですか。

A14 「地域性」については、地域における女性活躍推進を効果的効率的に進めるため、要件としています。このため、まず、地域の女性活躍等の状況を適切に把握分析したうえで、事業実施段階の現状・課題の把握、目標設定、事業設計等を行ってください。

「地域性」の要件を満たす事業であることが分かるよう、以下の点を計画書に記載してください。

- 女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などを活用しつつ、地域の産業構造の特性、女性の就労状況、女性の就業率や管理職比率等のキャリアパスに応じた状況等を踏まえた地域の現状把握、課題分析を行っていること。
- 客観的な数値、他団体・全国との比較等により、地域の状況を適切に把握分析していること。
- 複数の要因に優先順位をつけ、より本質的な課題に対する事業を行うこと。
- 把握された課題の解決、目標達成に向けて、地域特性を踏まえた事業主体、手法などが選択されて事業設計がなされていること。

Q15 「見える化」の要件はどのように満たせばよいのですか。

A15 「見える化」は、事業実施の各段階において、実効ある事業を担保するため、要件としています。このため、客観的な数値等による事業の重要業績成果指標（KPI）及び定量的成果目標を設定し、これらを自治体のHP等で公表してください。

「見える化」の要件を満たす事業であることが分かるよう、以下の点を計画書に記載してください。

- 女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標等を活用しつつ、客観的な数値等による事業目標・KPIを設定していること。
- 特に、第4次男女共同参画基本計画の期間中（～H32）の当該団体における女性活躍全体に関する事業目標・KPIを設定していること。
- 都道府県は推進計画策定など市町村の取組に関する事業目標・KPIも設定すること。
- 個別事業では、客観的なデータ等に基づき事業対象者等を設定するとともに、個別事業の事業目標・KPIも設定し、これらを公表すること。
- 事業実施段階においても、事業計画などの周知を行うとともに、事業対象者の変化など事業効果の実効的な把握を行うこと。
- 事業評価として事業目標・KPIの進捗評価・公表を行い、次年度以降への反映を行うこと。
- 事業目標・KPIの設定に当たっては、アウトカム・アウトプットに係るものを明確にして設定していること。

「アウトプット」…事業実施による結果・実績

例) セミナー参加者数、セミナー参加者の満足度、HPアクセス数 等

「アウトカム」…事業結果（アウトプット）に基づく成果

例) 新規女性起業・創業者数、女性の就業率 等

Q16 「見える化」要件で求められている、重要業績成果指標（KPI）及び定量的成果目標とはそれぞれどのようなものですか。また、それぞれ設定することが必要ですか。

A16 KPIは、目標達成に向けての事業の進捗状況を測定するための指標であり、定量的成果目標は、達成状況が明確に把握できる数値化された成果目標です。本交付金事業では、アウトカム又はアウトプットに係る定量的成果目標（事業目標）を設定していただきますが、定量的成果目標の測定が難しい場合などには、必要に応じて事業の進捗状況を測定するKPIを設定してください。

要件として定量的成果目標（事業目標）の設定が必要ですが、採択に当たっては、当該目標の水準等も評価することとなります。

例1) 事業目標 (アウトプット): セミナー参加者数〇人、セミナー参加者の満足度〇%以上

事業目標 (アウトカム): 女性の就業率〇%

KPI: 事業目標が数値化されているため、KPI の設定は不要

例2) 事業目標 (アウトプット): HPアクセス数〇件/年

事業目標 (アウトカム): 新規女性起業、創業者数の毎年度増加を目指す。

KPI: 毎年度の新規女性起業・創業者数、女性の有業率 等

Q17 「見える化」の要件として、KPI及び定量的成果目標を設定し、これらを公表していることとされていますが、どのような情報をどのように公表するのですか。

A17 交付決定後に事業実施計画書に記載された情報と同等の内容をそれぞれの地方公共団体のHP等で公表してください。

また、事業実施後には、国に提出した実績報告書に記載された情報と同等の内容をそれぞれの地方公共団体のHP等で公表してください。

Q18 「官民連携」の要件はどのように満たせばよいのですか。

A18 「官民連携」は、地域における女性活躍推進のためには、経済団体、関係団体など多様な主体との連携が必須であることから、要件としています。このため、単に会議のメンバーといった参加だけでなく、各連携主体の責任ある参画(コミットメント)を明確にした実効的な連携体制を構築し、事業を実施してください。また、市町村事業については、地域における経済活動の広がりを踏まえ、原則、他の地方公共団体と連携して事業を実施してください。

「官民連携」の要件を満たす事業であることが分かるよう、以下の点を計画書に記載してください。

- 経済団体、金融機関、関係行政機関、NPO等の多様な主体からなる女性活躍推進法に基づく協議会等の官民連携体制を設けて事業に取り組むこと。特に本交付金については、女性活躍推進法に基づく財政支援であることから、当該連携体制については、女性活躍推進法に基づく協議会とすることが望ましいです。
- 事業実施の各段階において、KPI・目標設定時などに各連携主体がその内容をチェック、議論を行い、コミットメントを明確にするとともに、個別事業においても各連携主体の具体的なコミットメントを明確にしていること。
- 官民連携に加え、他の行政主体との連携及び事業実施主体の地方公共団体内の関係部局との連携についても具体的な内容を明確にしていること。
- 評価・公表段階にあっては、次年度以降に官民連携等の改善を図ることとしていること。

Q19 「地域連携」の要件はどのように満たせばよいのですか。

A19 「地域連携」は、多様な主体の中でも、市町村については、地域を越えた経済活動の広がりを踏まえた事業が必要であることから、市町村事業に係る要件としています。市町村事業については、地域における経済活動の広がりを踏まえ、原則、他の地方公共団体と連携して事業を実施してください。

なお、都道府県事業についても、要件ではありませんが、事業の実効性・有効性の評価に当たり、他の地方公共団体（管内市町村や他の都道府県）との事業連携の状況は評価されますので、ご留意ください。

「地域連携」の要件を満たす事業であることが分かるよう、以下の点を計画書に記載してください。

- 市町村事業の実施に当たっては、他の地方公共団体と連携して事業を実施すること。
- 定住自立圏の中心市と連携市町村など連携先である地方公共団体及び具体的な連携方策を示すこと。

Q20 地域連携の要件を満たすには、連携する市町村すべてが交付金事業を行う必要がありますか。地域連携として具体的にどのようなことが必要ですか。

A20 連携する市町村すべてで必ずしも交付金事業を行う必要はありません。交付金事業を申請する市町村において、事業効果が上がるよう、他の市町村や都道府県と連携して事業を実施してください。

地域連携としては、目標設定、事業設計、事業実施等の各段階などで連携先となる地方公共団体と具体的な連携を行うことを想定しています。

例) 経済的活動の広がりなど定住自立圏といった市町村のまとまりにおいて、複数の市町村が連携して圏域に勤務する女性従業者などに共通する課題に対応するセミナーやネットワーク化などの事業を実施。 等

Q21 「地域連携」の具体的な連携方法として、他の地方公共団体の広報媒体等による交付金事業の周知・広報を行うことは、「地域連携」の要件を満たしますか。

A21 他の地方公共団体による交付金事業の周知・広報だけでは「地域連携」の要件を満たしません。事業の波及性や継続性等の観点から採択事業の審査を行いますので、周知・広報のみではなく、連携先への事業成果の報告なども併せて実施するなどにより事業効果を図ってください。

Q22 原則地域連携を行うことが要件とされていますが、単独での実施が適当な事業については対象とならないのでしょうか。

A22 経済実態など地域の状況から、島嶼部等他の地方公共団体との連携が困難な場合

や単独実施が適当な場合（大都市圏の政令指定都市など）等はその理由・事情がわかる書類を申請時に添付して下さい。

なお、地域連携の具体的な内容はQ20をご参照ください。

Q23 「地域連携」について、連携先を他の市町村とするか、都道府県とするかで、採択の評価に影響がありますか。

A23 「地域連携」について、連携先だけで評価することはありません。具体的な連携方法や連携の程度、効果、連携による事業の波及性や継続性等を勘案して総合的に評価します。

Q24 「政策連携」の要件はどのように満たせばよいのですか。

A24 「政策連携」は、事業効果の最大化を図るため、複数の政策の連携が重要であることから、要件としています。複数事業の戦略的な実施や、交付金事業だけでなく交付金事業以外の政策と連携して事業を実施してください。

「政策連携」の要件を満たす事業であることが分かるよう、以下の点を計画書やスケジュールに記載してください。

- 事業設計、事業実施に当たって、単発の事業でなく、複数事業を連携してより実効的な事業を実施すること。
- 複数事業の実施に当たっては、目標の共有、事業対象者の段階に応じた効果的な事業実施や重疊的な実施による効果発現の増進など具体的な政策連携に努め、政策連携が具体的に分かる工程表を設計していること。
- 政策連携に当たっては、交付金事業間だけでなく、連携主体が実施する政策との連携（連携主体のコミットメント）の明確化や団体内の他の部局や他の行政主体の補助事業等も、連携・活用していること。
- 事業実施にあたっては、交付金事業の前工程での事業、後工程の事業と対象者や事業効果等の情報共有、連携を図ること。各事業で掘り起こし、発現したニーズや人材をその後他の事業等で活用、発展させることなども重視していること。

Q25 「政策連携」について、応募の時点で連携先が行う事業の詳細が決まっていない場合は、連携見込みや実施予定として申請書に記載していいですか。

A25 実施の目途がついた事業や連携先と調整できた事業など実施計画で公表して問題ない事業について、記載してください。事業・取組名や事業の詳細、実施時期等は予定で構いませんが、実施主体、実施の有無や取組の概要（目的や対象者等）については、連携先と調整したうえで申請書に記載してください。

なお、実際の事業の実施状況については、交付要綱第9に基づき、遂行状況報告

書を提出いただくことになっていることにご留意ください。

(対象事業について)

Q26 公募要領第2にある「域内における女性の活躍推進に関する施策についての実実施計画」とはどのようなものですか。

A26 本交付金を活用して推進計画に位置付けられた事業を実施するに当たり、今後、どのように域内における女性の活躍を推進していくかについての実施計画です。事業を効果的、効率的に実施し、実施後に効果検証ができるよう、「〇〇という取組を実施することにより、□□を目指す」など、女性の活躍推進に資する実施計画を作成してください。実施計画には、交付決定を受けた事業計画書の内容を盛り込んでください。

具体的には、上記を満たした、女性活躍推進法に基づく協議会など連携体制において承認された計画や交付決定を受けた地域女性活躍推進交付金事業実施計画書をもって、当該計画とすることができます。

なお、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画の策定(改定)経費及び女性活躍推進法に基づく推進計画の策定経費は交付金対象として想定していません。

Q27 公募要領第2の【取組例】(4)にある「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業のうち、(1)～(3)の取組と併せて実施するもので、先進的、先駆的なもの」は、どのようなものですか。

A27 【取組例】では、育児・介護等の経験をいかした地域活動へ参画等の取組や地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を想定していますが、地域の実情に応じた真に先進的、先駆的なものを有識者による審査により選定します。

また、各団体の各年度交付金事業の総事業費の概ね20%以内程度の事業費を想定しています。

Q28 既存事業の振替も対象となりますか。

A28 既に着手されている事業の財源充当は想定しておりません。

事業の審査については、公募要領第10第2項の審査の観点、同第3項の審査の基準により総合的に判断します。

Q29 これまで地域女性活躍推進交付金で行った事業を引き続き実施できますか。

A29 引き続き実施する場合は、事業内容を検証し継続する必要性を整理した上で、見

直し等により事業が拡充等して、要件に該当していれば対象となります。実施計画書にも継続事業である旨、見直した点を記載いただく必要があります。

Q30 地方公共団体職員のキャリアアップを目的とした研修事業を実施することは可能ですか。

A30 庁内の職員研修に係る経費は想定していません。

Q31 都道府県事業は実施せず、市町村事業単独での実施も可能ですか。

A31 可能ですが、地域における関係団体の連携を促進し、地域ぐるみで女性の活躍を推進するという目的に鑑みると、選定審査委員会における評価が厳しくなる可能性はあります。都道府県として交付金事業を実施しなくても、市町村事業の成果を他市町村に波及するなどの工夫が考えられます。

こうした都道府県と市町村の連携については、「地域連携」として、具体的に記載することが可能です。

Q32 都道府県と市町村など複数の地方公共団体にまたがる事業は可能ですか。

A32 可能ですが、その場合、経費についてどの地方公共団体の経費となるかを明示するとともに、例えば共通経費について合理的根拠に基づく按分などの方法を明示し、「地域連携」要件に該当するものとして明示した上で、交付申請してください。

(対象経費について)

Q334 女性活躍推進法に基づく協議会に係る経費は対象経費となりますか。

A33 女性活躍推進法に基づく協議会に係る経費については、交付金事業を実施するにあたっての会議費、地方公共団体から受託して協議会が実施する事業費等が対象となります。それ以外の恒常的な事務局経費は対象外です。

Q34 交付対象経費の「賃金」は、どのようなものですか。

A34 新規で臨時に雇用される短期のアルバイト（事務補助員等）の賃金（「臨時」でかつ「労働時間に応じて支払う」ことから、時間給又は日給で支払う場合）を想定しています。なお、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような給与、退職金、賞与その他の各種手当）については交付対象外となります。

Q35 交付対象経費の「報酬」は、どのようなものですか。

A35 相談窓口の相談員等の特殊な技能等を有する者をもって充てる必要のある業務に専ら従事する場合の非常勤嘱託職員に係る経費を想定しています。なお、退職金、

賞与その他の各種手当については交付対象外となります。

Q36 都道府県事業と市町村事業間で、限度額の範囲内での予算流用は可能ですか。

A36 都道府県事業と市町村事業での予算流用については、基準額の範囲内で可能です。その際は、変更申請手続きを行っていただくことになります。

また、29年度予算事業、29年度補正予算事業、30年度予算事業間での予算流用はできません。

Q37 個別事業間での予算流用は可能ですか。

A37 目的、事業内容及び事業効果に変更をもたらさないものであれば、可能ですが、29年度予算事業の個別事業、29年度補正予算事業の個別事業、30年度予算事業の個別事業間での予算流用はできません。